

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、「自動運転時代の“次世代ITS通信”研究会（第二期）中間取りまとめ」を令和6年9月13日（金）に公表し、同取りまとめにおいては、5.9GHz帯V2X通信システムの実用化に向けた方策として「新東名高速道路をはじめとする実験等の実施に向けて、5.9GHz帯V2X通信システムに係る実験試験局の免許交付までの手続きの迅速化・円滑化を図るべき」等の方向性が示されています。

また、総務省では、政府の「デジタルライフライン全国総合整備計画」（令和6年6月デジタル社会推進会議決定）及び「自動運転インフラ検討会」（国土交通省道路局、警察庁交通局、総務省総合通信基盤局の共同設置）での議論を踏まえ、関係省庁及び道路・車両関係者と連携し、令和7年度から、新東名高速道路（一部区間）において、5.9GHz帯V2X通信システムを利用した自動運転トラックの走行実証実験を実施し、その有効性等の検証を行う予定です。

こうした実証実験等の円滑な実施に資するため、5.9GHz帯V2X通信システムと既存の無線システムが共用可能である道路区間において、5.9GHz帯V2X通信システムに係る実験試験局の免許手続の迅速化・円滑化を図るための制度整備として、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案を作成しましたので、当該訓令案について、令和7年5月30日（金）から同年6月28日（土）までの間、意見募集を実施します。

### 3 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）、（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : nextgen\_itsradio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室 宛

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

新世代移動通信システム推進室 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

令和7年5月30日（金）から同年6月28日（土）まで（必着）  
※郵送の場合も同日付け必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することができます。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室

担当：林課長補佐、藤井係長、本多官

電話：03-5253-5896

電子メールアドレス：[nextgen\\_itsradio\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:nextgen_itsradio_atmark_ml.soumu.go.jp)

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意 見 書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室 宛

郵便番号  
(ふりがな)  
住所（所在地）  
(ふりがな)  
氏名（法人又は団体名等）（注1）  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |